

産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会 審査基準専門委員会について

平成 20 年 11 月 5 日
特 許 庁

1. 課題

近年の世界経済は、「オープン・イノベーション」や「グローバル化」といった表現により特徴づけられる。このような中、例えば米国では不確実な特許がビジネスリスクを増大させているとの指摘がなされている。

他方、我が国では、(1) 技術、産業、社会の動向を踏まえた制度・運用の検討、(2) 国際調和、(3) 審査、審判、裁判における判断の調和といった観点から、特許法改正や特許・実用新案審査基準（以下、「審査基準」という）の策定・改訂により、特許審査の運用の明確化や特許性に関する予見可能性の確保に努めてきた。

しかし、技術、産業、社会動向が常に変化する今日、我が国におけるビジネスリスクを低減させるためには、これらの変化に速やかに対応することが求められている。また、検討に際しては、手続の透明性を確保するための枠組みが必要である。

2. 方向性

そこで上記の取組を更に推進するため、審査基準について、今後定期的なチェック・アップ（点検）を行うことを、以下の方向性で検討する。

- ①法律や経済そして技術の専門家を含む幅広いメンバーの参画を得る。
- ②審査基準について定期的に点検し、必要に応じて適切な措置を講じる。
- ③検討結果や措置に関する情報を適時に国内外へ発信する。

これにより、新技術開発投資のインセンティブ増大によるイノベーション創出、出願人のグローバルな特許戦略や特許庁間のワークシェアリングの効果の最大化、特許権取得の予見可能性が高まることによる権利の効率的取得や安定的活用、が期待される。

3. 審査基準専門委員会の設置

以上のような観点を踏まえ、特許庁が設置した「イノベーションと知財政策に関する研究会」の報告書において、「審査基準を恒常的に見直し、特許制度の安定性を高めるために透明で予見性の高い特許審査メカニズムを構築する」ことが提言された。

また平成 20 年 6 月 18 日に本部決定された「知的財産推進計画 2008」

においても、「特許の審査基準に関する検討手続の透明性の一層の向上を図りつつ、審査基準を、技術、産業及び国際的な動向に適切に対応し、審査、審判、裁判における判断の調和に資するものとするために、司法関係者、弁理士、法学者、経済学者、科学者、産業界等から構成される「審査基準専門委員会（仮称）」を２００８年度中に設置し、審査基準を定期的に点検する。」とされた。

そこで、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の下に審査基準専門委員会を設置し、イノベーションの促進、国際調和の促進等、技術や産業の動向を踏まえつつ、審査基準の在り方について検討することとする。

４．検討事項

当専門委員会は、技術、産業及び国際的な動向に留意しつつ、検討事項すべき事項について適時に審議する。その際、事務局（調整課審査基準室）は、専門委員会が審査基準の妥当性について適切に判断するための材料として、関係する主要判決・海外の動向等の調査結果を報告する。

また審査基準を改訂する場合は、当専門委員会に諮り了承を得るとともに、原則日英両言語にてパブリックコメントを求める。

５．今後のスケジュール（案）

（１） 日程

平成２０年１１月５日

第１回専門委員会	専門委員会の設置趣旨、基本的方向性、 微生物等寄託事例集について、等
----------	---------------------------------------

平成２１年４月７日

第２回専門委員会	進歩性について 以降、年数回開催
----------	---------------------

（２） 第２回目以降、検討すべきテーマ

- ・ 進歩性について
- ・ 記載要件について
- ・ 知財高裁大合議判決（平成１８年（行ケ）第１０５６３号）への対応など